

リハビリテーションってな～に？

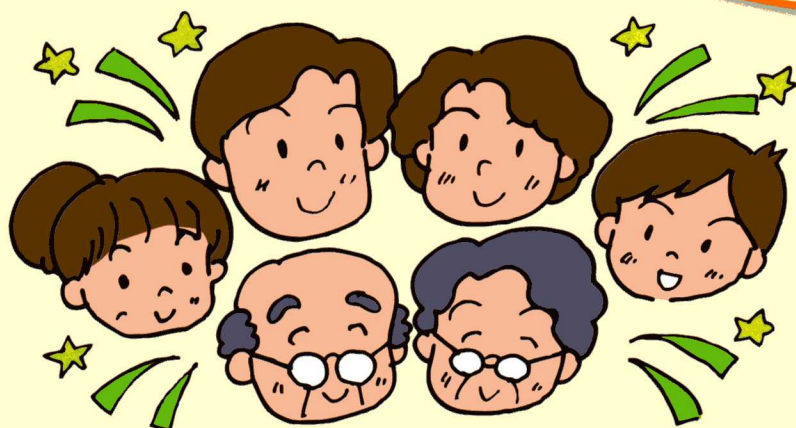
「リハビリテーション」という言葉を聞かれたことがありますか？

「リハビリテーション」という言葉は、最近いろいろなところで使われていますが、その使い方や意味はさまざまです。

リハビリテーションって？

障害があっても高齢になっても

『その人らしく、いつまでも、
楽しく生き生きと生活できること
を目指して取り組むこと』です。



滋賀県

滋賀県立リハビリテーションセンター

発行 2009年3月

Aさんの体験をとおして「リハビリテーション」について考えてみましょう。

〔リハビリテーションは麻痺を治すこと？〕

Aさんは、42歳の女性で、ご主人と自宅でパン屋を経営していました。ある朝、脳梗塞により右片麻痺を発症し救急病院に入院しました。1ヵ月後に救急病院から別の病院に転院しました。転院した病院の医師から「リハビリテーションは麻痺を治す機能訓練だけでなく、どのような生活を送るのかを考え、それができるように生活能力を高めていくものです。」と説明されました。

しかし、Aさんは「右手、右足が良くなれば、元通りの生活ができるから…」ということを繰り返すだけでした。

そこで、医師は「右手の機能訓練も行うが、左手を使って身の回りのこともできるようにしていきますよ。」とAさんに説明しました。

〔残っている機能も使ってできることを〕

その後、Aさんは左手を中心にした調理や掃除などの家事の練習を開始しました。その中で左手の使い方がスムーズになっていくに従い、右手の麻痺の回復へのこだわりが徐々に減少していきました。右手の麻痺は完全に治ることはなく、少し動きがスムーズになった程度でしたが、左手で箸を使って食事の練習も順調に進み身の回りの動作も一人でできるようになり、屋外も杖と装具を使って歩行ができるようになりました。

〔生活の幅をひろげることを〕

病院を退院後、更生施設に入所し、杖や装具を使ってバスや電車に乗る練習や家事の練習、パン屋の仕事で麻痺があってもできる商品の陳列やレジ打ちなどの練習をしました。

退所後、自宅に戻り食事や掃除などの家事や経営していたパン屋でもレジ打ちなどができるようになり、今のAさんらしい楽しく、生き生きとした生活をいつまでもできるようになりました。

(平成12年 財団法人 日本公衆衛生協会 地域リハビリテーション懇談会報告書より改変)

医療リハビリテーション：病院などで医師の指示により行います。体の機能回復や日常生活でできることに取り組みます。

教育リハビリテーション：学校などで障害のある方が自ら障害をしっかり受け止め、生きる力を身につける教育を行います。

職業リハビリテーション：障害のある方が職業を得て、継続できるよう支援を行います。

社会リハビリテーション：いろいろなサービスなどを利用し、社会に参加することを取り組みます。

いくつかの疾患について、次のページから
リハビリテーションの流れを見ていきましょう！

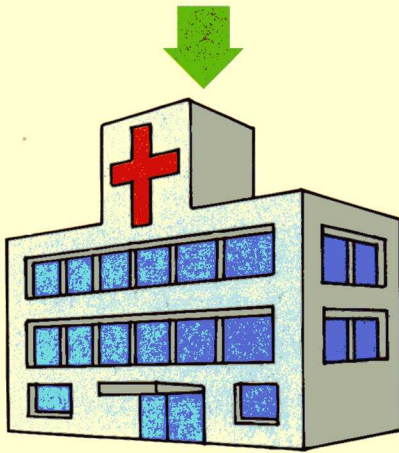
1

脳血管疾患などの例

医療リハビリテーション（予防的見地を含む）

社会・職業リハビリテーション

発症



病院や診療所など



在宅生活あるいは施設利用など

医療リハビリテーション

急性期は、発症後できる限り早くから始めます。安静によっておこる筋力の低下などを予防し、病気や障害を受け入れることなどの支援を行います。

回復期は、積極的に心身機能の回復と具体的な生活能力の改善を図ります。外泊などを行い、家の段差の解消なども行います。

退院後は、診療所などで必要な医療を受けながら修得された能力の維持に努めます。

社会・職業リハビリテーション

社会的な活動に参加したり、職場復帰のためのリハビリテーションを行います。

地域リハビリテーション

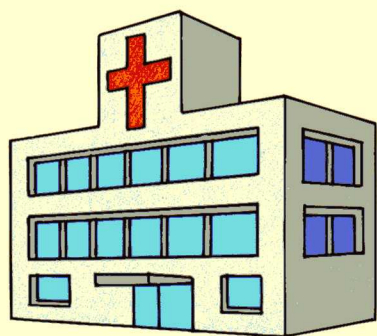
介護保険サービスのほか、公的・私的な見守りの中で、住み慣れた地域社会で生き生きとした生活確立に向けた活動を行います。

2

脊髄損傷などの例

医療リハビリテーション（予防的見地を含む）

受傷



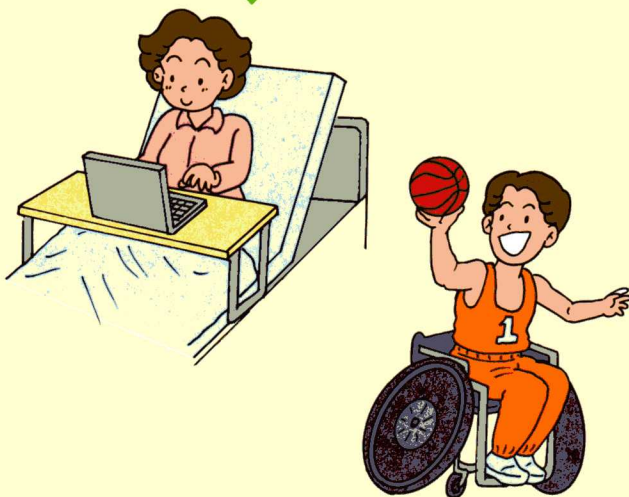
医療リハビリテーション

全身状態が落ち着きしだい、可能な限り早期より開始します。受傷によってどういう状態になっているのかを判断します。

残っている機能の維持・向上とあわせて、食事や更衣、車いすの練習などを行います。必要に応じて、装具の作成を行います。

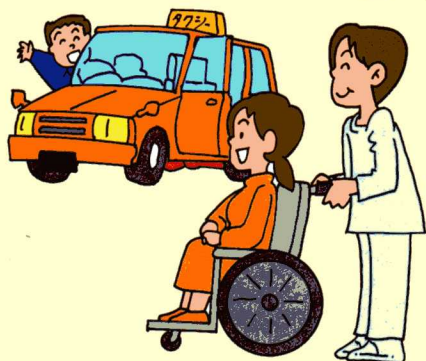
自宅や職場・学校への復帰に向けて、建物の改修なども検討します。

救急病院・回復期リハビリテーション病棟など（転院する場合があります）



社会・職業リハビリテーション

社会参加に向けて取り組んでいく時期です。職場復帰に向けては、職業評価や訓練を行います。また、自動車運転の技術訓練なども行います。余暇支援や体力維持を目的としてスポーツなどの支援も行います。



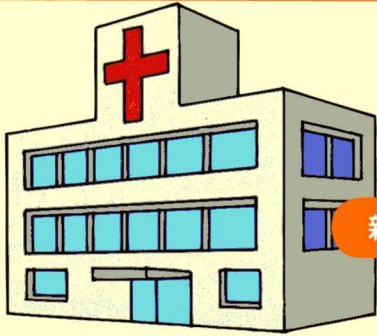
在宅、あるいは、障害福祉サービス事業所など（通所して利用するサービスと施設に入所して利用するサービスがあります）

社会・職業リハビリテーション

3

脳性麻痺などの例

医療リハビリテーション（予防的見地を含む）



新生児期・乳児期：診断後、通院による医療リハビリテーション開始

幼児・学童期：児童デイサービスなど



教育リハビリテーション

個々の障害を教育現場（学校など）も自らも受容し、卒業後、自立できるための教育相談や自立活動、進路指導を始めとし、幼児・児童・生徒に寄り添う特別支援教育を行います。

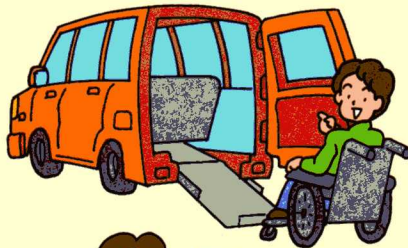
特別支援学校・学級など



職業リハビリテーション

職業に就くことができるようになるための職業訓練や職業評価などを行います。

職場・作業所など



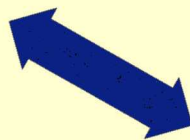
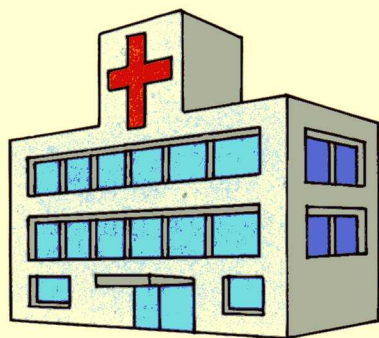
社会リハビリテーション

障害のある人たちが、生活しやすくなるために各種福祉サービスの利用による生活環境の改善し、文化・レクリエーション活動などを行います。



教育リハビリテーション

社会・職業リハビリテーション



継続した医療リハビリテーション



在宅や職場など

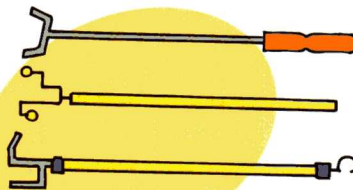
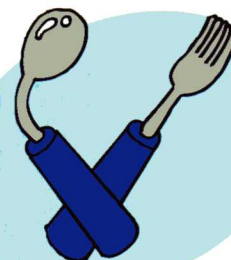
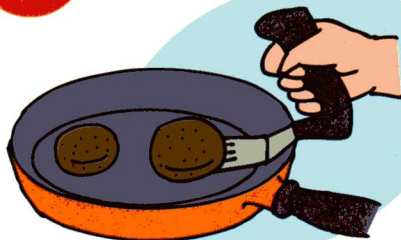
疾患や障害の進行を予防しながら生活のしやすい環境の整備や日常生活上の工夫など（例示）も積極的になされます。

医療リハビリテーション（予防的見地を含む）

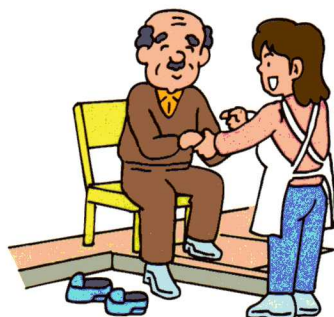
社会・職業リハビリテーション

例えば

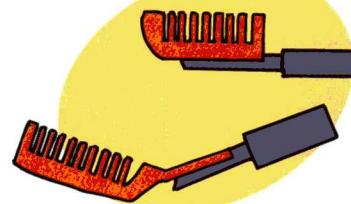
持ちやすい工夫をします



届きにくい時に使用します



立ち上がりしやすいよう補助します



社会参加・趣味活動

一人の人への一貫性のある、
総合リハビリテーションの推進に向けて、
各領域から多くの資源が用いられます



医療機関

病気の治療と合わせて心身機能の回復や活動能力の獲得を目的に、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、臨床心理士、医療ソーシャルワーカーなどがチームを組んでリハビリテーションを行います。

その他活動の制限によっておこる身体能力の低下予防なども目的になります。

介護保険制度によるサービス

高齢者の介護などを家族だけでなく社会全体で支える制度です。

在宅や施設での生活がスムーズに行えるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）などがケアプランを作成し、様々なサービスを組み合わせ、生活の支援を行います。

- ◇居宅サービス：訪問介護や訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど
- ◇地域密着サービス：夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護など
- ◇施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ◇介護予防サービス：介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションなど

地域包括支援センター

介護サービスをはじめ様々なサービスが高齢者のニーズや変化に応じて、切れ目なく提供されるよう、高齢者の生活を支えるための総合的支援機関として各市町に設置されています。

障害福祉サービス事業所

障害者自立支援法では障害のある方の自立を支援することを目的に、身近に必要なサービスを利用できます。在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスと施設に入所して利用するサービスがあります。入所でのサービスは地域と交わる暮らしへ転換していくための「日中活動」と「居住支援」に分けられます。

ただし、介護保険サービスの対象者は原則として、介護保険サービスが優先されます。

- ◇介護給付：居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護（ケアホーム）
- ◇訓練等給付：自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）
その他、障害者自立支援法による サービスには、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具の支給があります。
- ◇地域生活支援事業：相談支援、移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付など

生活支援機関

・知的障害児施設

知的に障害のある児童を受け入れて保護すると共に、独立自活に必要な知識技能を指導します。

・重度心身障害児施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童を受け入れて保護すると共に、治療および日常生活の指導を行います。

学校など教育機関

障害のある幼児・児童・生徒を教育の面から支援します。障害による学習上、または生活上の困難さを受容し、自立するために必要な学習、自立活動、進路指導など、特別支援教育を行います。

特別支援学校には教育相談や進路相談の窓口があり、必要に応じて関係機関と連携しながら地域の中心的役割を果たします。

就労関係機関

● 地域障害者職業センター

職業を通して社会参加と自立を実現できる社会を目指し、「働くこと」をサポートします。

ハローワーク（公共職業安定所）等との密接な連携のもとに、障害のある人を雇用する事業主への相談支援を行うと共に、障害のある人たちの職業評価をはじめ職業指導、職業準備支援、ジョブコーチ支援事業、職場復帰支援（リワーク支援）を実施し、就職や復職に向けた支援を行います。

● 障害者就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）

職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害のある人たちに対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他支援を行います。

● ハローワーク

就職を希望する障害のある人たちへの職業相談や職業紹介を行います。専門の相談窓口を設け、障害状況などをふまえながら相談援助を行います。

● 就労移行支援事業所

一定期間職業訓練を行い、適性に合う職場探しや就労後の職場安定の支援を行います。

● 就労継続支援事業所

一般企業での就労が困難な方に対して就労の機会を提供し、生産活動に必要な知識や能力の向上を図ります。

このパンフレットは、保健・医療・福祉・教育・就労関係者だけでなく一般の方にもリハビリテーションについて理解を深めていただき、障害のある方や高齢者の方が生活の自立や社会参加を促進することを目的に作成いたしました。

問い合わせ先

滋賀県立リハビリテーションセンター

〒 524-8524 滋賀県守山市守山五丁目 4-30

TEL.077-582-8157 FAX.077-582-5726

URL <http://www.pref.shiga.jp/e/rehabili/>